

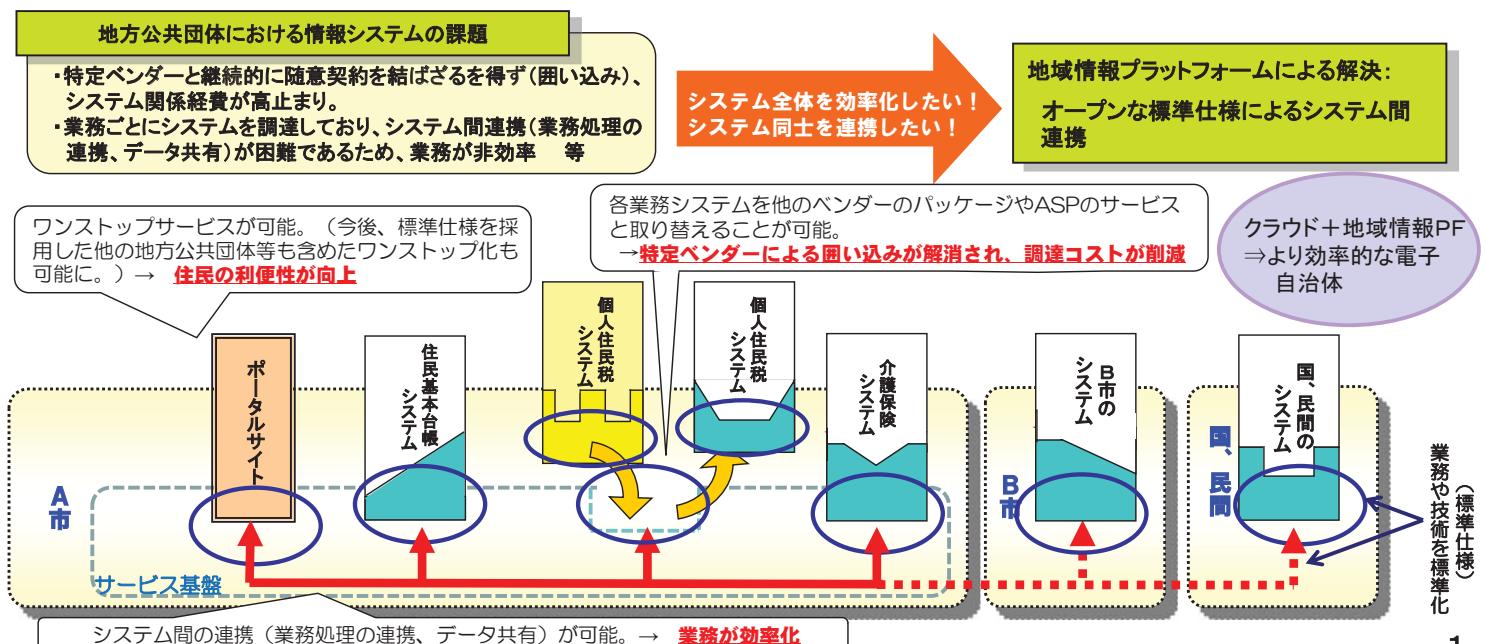
地域情報プラットフォームについて

平成22年11月26日

総務省情報流通行政局地方情報化推進室

地域情報プラットフォームについて

- 地域情報プラットフォームとは、様々なシステム間の連携(電子情報のやりとり等)を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール(標準仕様)。
 - (例) 業務システムのデータ項目やインターフェースの標準、データ形式や通信手順の標準等
 - ・これまでに、単独の地方公共団体内のシステム間連携に必要なルールを策定。
 - ・更に、複数の地方公共団体間等におけるシステム間連携に必要なルールを策定する予定。
- 地方公共団体においては、地域情報プラットフォームを活用したシステム構築を行うことで、業務・システムの効率化が実現
- 「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として策定され、公開



地域情報プラットフォームの普及促進

地方公共団体の業務のうち、27業務の情報システムについて標準化

標準仕様書で標準化された情報システム(27業務)

住民基本台帳	固定資産税	収滞納管理	後期高齢者医療	乳幼児医療	戸籍	人事給与
印鑑登録	個人住民税	国民健康保険	介護保険	ひとり親医療	住登外管理	文書管理
外国人登録	法人民税	国民年金	児童手当	健康管理	財務会計	子ども手当
選挙人名簿管理	軽自動車税	障害者福祉	生活保護	就学	庶務事務	

地域情報プラットフォーム標準仕様書

標準化

- 現在の標準仕様書により、地方公共団体内部でのシステム間連携が可能(業務や技術のルールを規定)
- 地方公共団体と民間等外部とのシステム間連携についての分析手順や、個別の製品が標準仕様に準拠していることを確認する手順を規定

(拡充)

◆ 地域情報プラットフォーム推進事業 (H20～H21)

引越ワンストップサービス、障がい者福祉分野におけるバックオフィス連携と複数団体間の連携基盤等を検討・実証

◆ 地域情報プラットフォーム活用推進事業 (H22～)

地方公共団体間等における業務システム間連携と業務改革に着目し、業務改革案・システム改革案を検討・実証

製品化

- 個別の製品について標準仕様に準拠していることを確認
- (財)全国地域情報化推進協会は、準拠確認された製品を登録(33社181製品(平成22年10月末現在))、準拠確認された製品同士が相互に接続可能であることを確認

製品化の促進

標準仕様準拠製品の拡大

超えたワンストップ化が可能に!
システム間連携により、地域・団体を幅広い情報システムの調達が可能に!

地方公共団体における地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の促進

「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果(平成22年4月1日現在)」

地域情報プラットフォーム標準仕様を活用したシステム再構築について、	<ul style="list-style-type: none"> すでに取り組んでいる自治体 (平成21年度までに運用開始) 166団体 (141団体) 行う予定の自治体 43団体 行う方向で検討中の自治体 94団体
-----------------------------------	---

平成21年4月から、
71団体 増加

2

地域情報プラットフォームの標準化の範囲

地域情報プラットフォームにおける約束事

① 業務ユニット間同士のデータ連携についての「約束事」

- 府内の各業務ユニットが提供するサービス(業務機能)の範囲
- 府内の各業務ユニット間同士で連携するデータ項目(含むコード辞書)
- 同データ項目のうち、オンライン即時で連携する項目に関するインターフェース仕様
- 自治体間、国と自治体間、および官民間の業務サービス連携仕様(*1)

(*1)今後の予定

② 上記のデータ連携を実現するために必要な技術的な「約束事」

- 通信、プロトコル等の規約類(PF通信機能)
- データ連携時に用いる統合DBに関するもの(統合DB機能)
- ワンストップサービスの実現を始めとした業務プロセスのフロー制御を行うために必要なもの(BPM機能)
- 複数サイト間(自治体間、国と自治体間、官民間)のサービス連携を実現するために必要なもの(PF共通機能)

①業務ユニットの業務機能のうち、標準として必須と判断された機能の概要のみを規定。以下については、自治体多様であり、統一が困難であるため規定せず。

・画面デザインや遷移などの実装部分
・出力帳票などのフォーマット

・その他アリケーションの実装に関わる部分
・自治体固有の業務サービス機能など

②業務ユニット同士の間ににおけるオンライン即時連携に必須となるデータ項目、

およびインターフェース仕様(XMLスキーマ、WSDL)を規定。

③オンライン即時連携以外(ファイル連携やバッチ処理等)についての連携データ項目を規定。

ただし、その実装方式については、やはり自治体多様であり規定対象外。

④連携の相手が、業務ユニットではなく、他のプレイヤー(外部機関、住民等)については、連携データ項目などは特に規定せず。

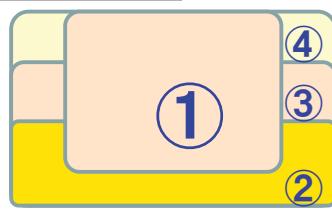
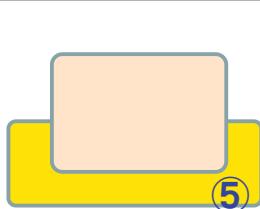
⑤GIS情報を(業務ユニット等へ)提供するGISサービスのインターフェース

⑥統合DBの業務的な連携データ項目とインターフェース仕様を規定。DBの内部実装は規定せず。

■ : 標準仕様として規定した部分

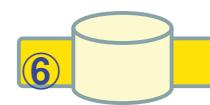
■ : 標準仕様として一部のみ規定した部分

■ : 標準仕様として規定していない部分



共通的な業務サービス

・宛名管理サービス
・個人情報照会サービス 等



(サイト内での)
職員認証機能
運用管理など

PF共通機能(自治体間など複数サイトに渡るサービス連携に必要な約束事)

BPM機能(ワンストップサービス等のビジネスプロセス制御に関する約束事)

PF通信機能(通信に関する基本的かつ技術的な約束事)

3

平成21年度地域情報プラットフォーム推進事業（引越・退職分野）

【1. 事業概要】

引越や退職手続のワンストップサービスを実現するため、「地域情報プラットフォーム」を活用したシステムの実証実験を実施。

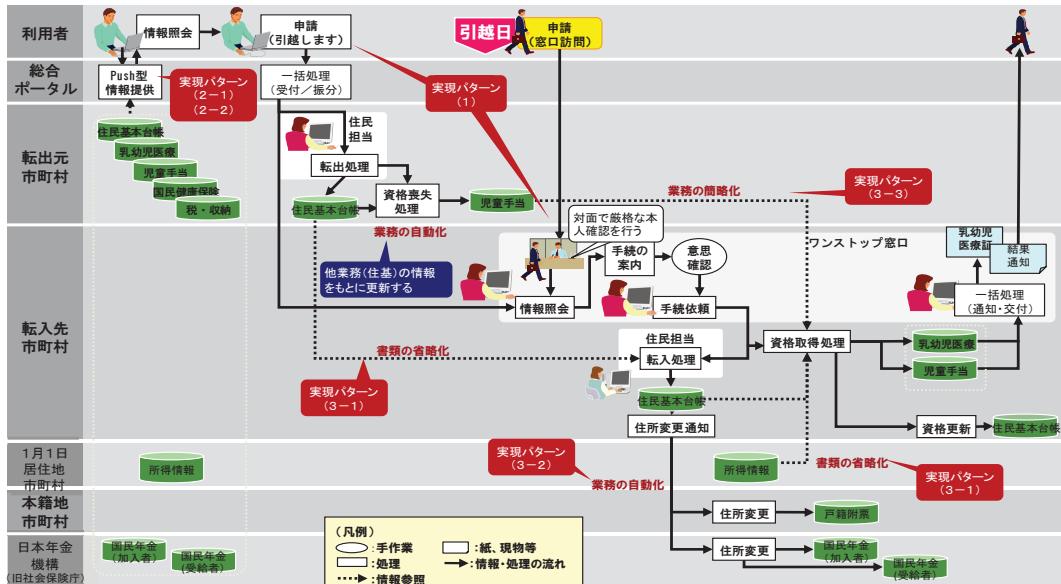
【2. フィールド自治体】 久留米市、大野城市、粕屋町(以上、福岡県)、市川市(千葉県)、奥出雲町(島根県)

【3. 次期モデルの概要】

- 引越や退職のイベントが発生した時に必要となる各種機関への手続をまとめて実施。また、必要な手続や受給できるサービスなどの情報を、利用者が組織を意識することなく入手可能。
- 職員が審査に必要な情報は、バックオフィス連携により組織間で直接連携し、取得することが可能。

【4. 実現効果】

- ・ツッショ型の情報提供など、住民に対する積極的な情報提供は便利になるという意見が大半。
- ・引越分野では、現状と比較して利用者のプロセス削減率は79.1%、サービス提供者(市町村)のプロセス削減率は59.3%。



【5. 課題と解決策(抜粋)】

(1)制度面

課題:添付書類や交付物の省略
→添付・交付を義務付けている法令の改正を検討

(2)運用面

課題:転出の際に費用の清算がある場合の対処
→電子納付等で精算ができるようにする必要

(3)技術面

課題:JPKIによるオンライン認証を想定し、市町村でも認証結果を確認する必要がある
→JPKIの認証結果をポータルから市町村へ引き継ぐ仕組みが必要

4

平成21年度地域情報プラットフォーム推進事業（障がい者福祉分野）

【1. 事業概要】

障がい者福祉分野に関する手続きのワンストップサービスを実現するため、地域情報プラットフォームを活用した実証実験を実施。

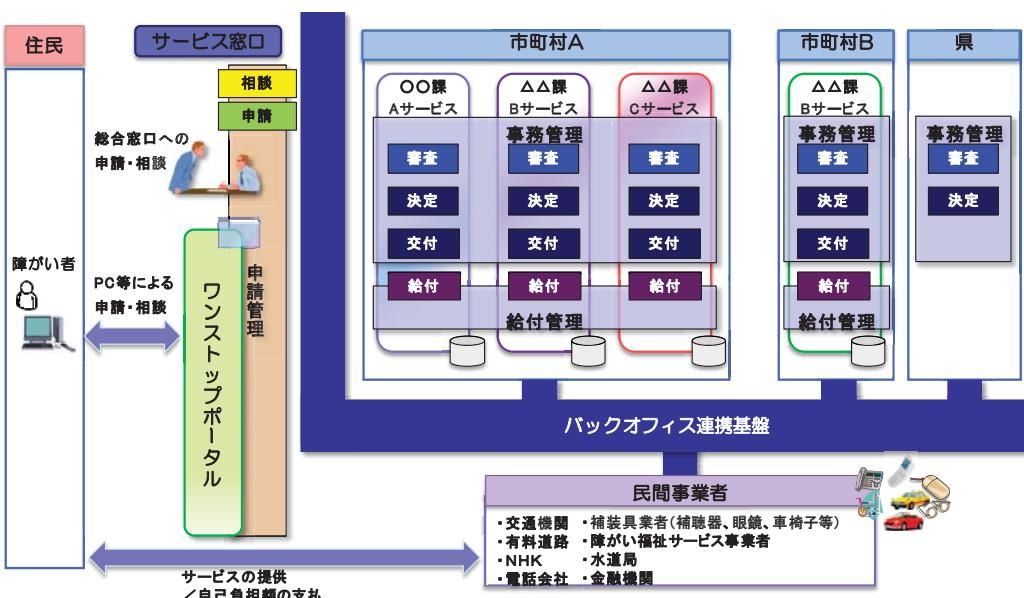
【2. フィールド自治体】 福岡県、久留米市、大野城市、粕屋町

【3. 次期モデルの概要】

- 複数の手続を一括して申請することが可能
- 行政が保有している情報をもとに、住民が利用可能なサービス等を案内
- 本人の同意を前提に、行政が保有している情報を活用することで、添付書類・手続や重複する作業を省略することが可能

【4. 実現効果】

- 利用者からは添付書類の削減、複数手続きの一括申請、職員からは他組織との情報連携による業務軽減に対して特に満足度
- ①一人当たりの平均的な申請回数：3.4回削減、②申請1回あたりのコスト削減効果：約13,000円



【5. 課題と解決策(抜粋)】

(1)制度面

課題:添付書類等の省略
→法令の改正を検討。

(2)運用面

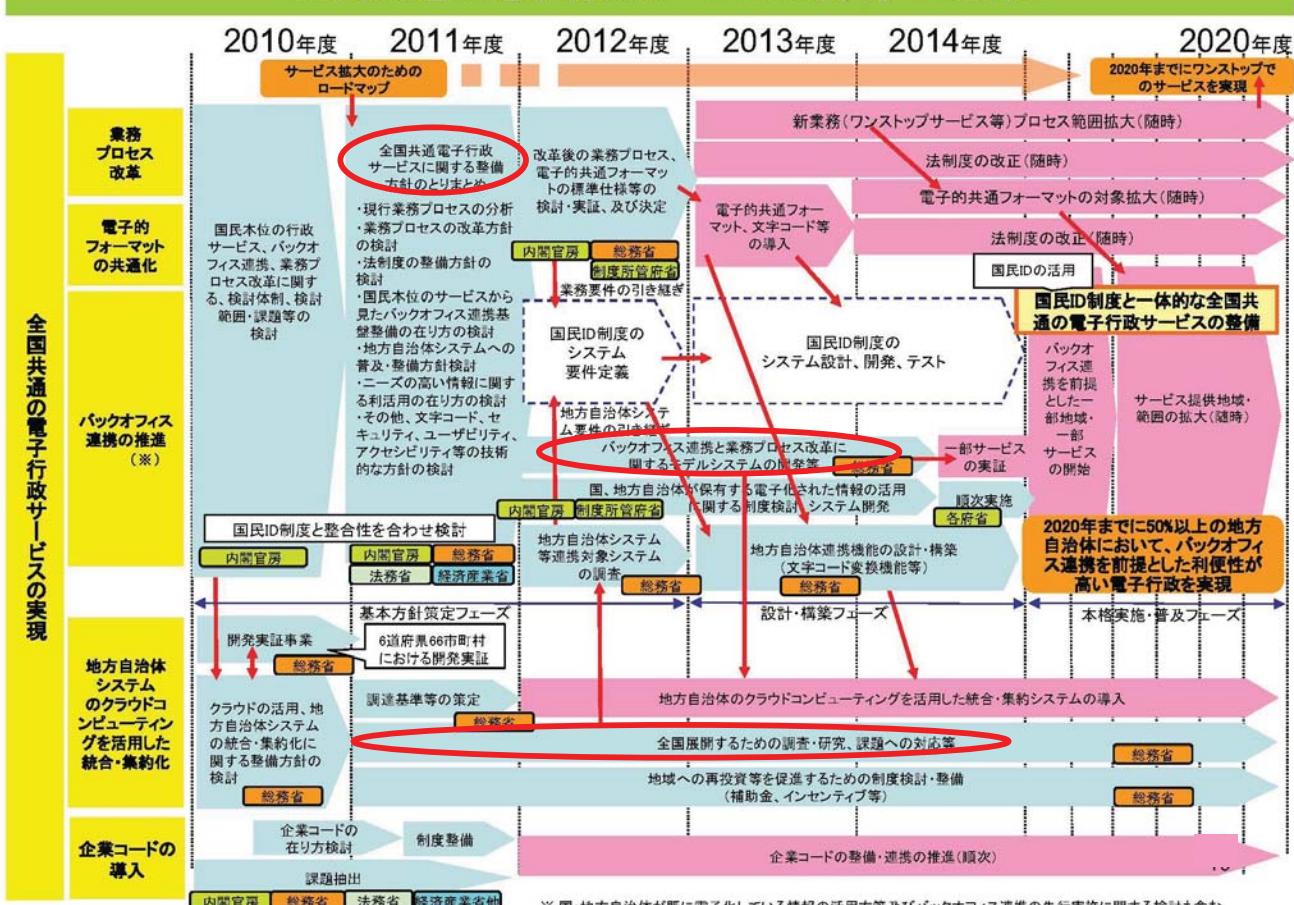
課題:①連携基盤の運営主体、②サービス提供機関の取組
→信頼性担保のための条件や資格を整理、段階的な導入を検討。

(3)技術面

課題:①バックオフィス連携に必要な技術の標準化、②実サービスを伴う実証
→必要な技術(ID連携、プライバシ情報流通)の標準化

5

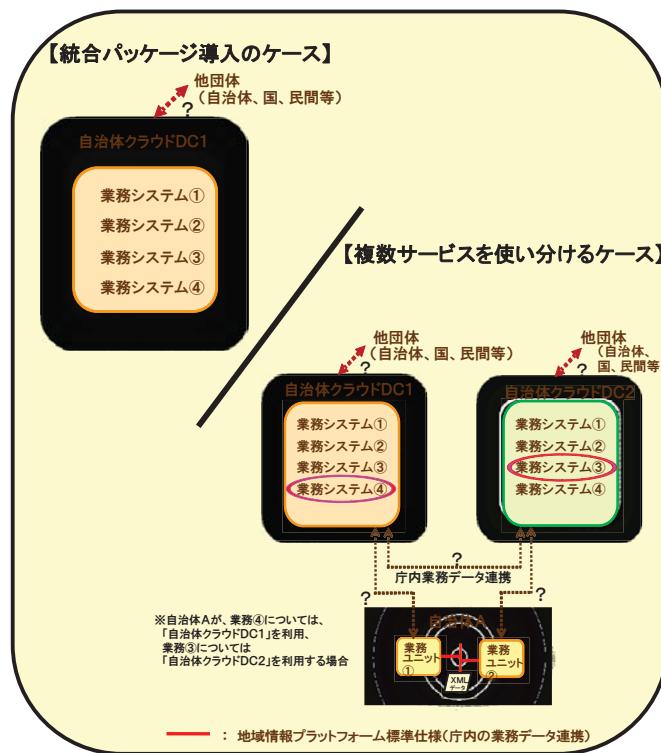
全国共通の電子行政サービスの実現 工程表



※ 国・地方自治体が既に電子化している情報の活用方策及びバックオフィス連携の先行実施に関する検討も含む。

自治体クラウドへの地域情報プラットフォームの活用

【地域情報プラットフォームに対応していない自治体クラウド】



【地域情報プラットフォームに対応した自治体クラウド】

